**八百津町ペット霊園の設置の許可等に関する条例(案)の背景・趣旨・概要について**

近年、ペット飼育者が増え、その死後においてもペットを埋葬して供養する事例が増加し、ペット霊園に対する需要が高まってきており、近隣市町では、ペット霊園開発に伴う住民とのトラブルが発生しています。

しかし、ペット霊園を直接規制する法的枠組みはなく、新たな法整備がなされる見込みもないことから、八百津町では、住民とのトラブルを防止・良好な生活環境を確保する目的として、新たにペット霊園の規制条例を制定するものです。

この条例を施行することにより、近隣住民とペット霊園建設予定者とのトラブルを未然に防止し、地域環境に配慮したペット霊園建設がなされるよう推進してまいります。

条例の主なポイントは以下のとおりです。

１ 従来、規制が無かったペット霊園等の設置や火葬炉の利用に対し、本条例の基

準に基づいた八百津町の許可制とする。

２ 申請前に八百津町との事前協議を義務づける。

３ 近隣住民等に対する説明会の開催、協議を義務づける。

４ 霊園設置場所の基準を学校、病院、住宅、事務所等から200ｍ以上離れた場所、又は火葬炉を設置した霊園については300m以上離れた場所とすること。

５ 霊園区域内に生け垣等を配置して、墓地を見通せないようにすること。

６ 違反者に対しては、公表の措置がある。